④ 悪臭防止法における規制について

悪臭の規制基準は、(1)敷地境界線での基準、(2)気体排出口での基準(備考 2 参照)、(3)排出水の基準(備考 3 参照)がありますが、大部分のケースでは、敷地境界線での基準のみが対象となります。

1 規制地域

荒尾市全域

2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号に定める敷地境界線における規制基準は、次表に掲げるとおりとする。

悪臭物質名	大気中の許容濃度
アンモニア	1 p p m
メチルメルカプタン	0. 002 p p m
硫化水素	0. 02 p p m
硫化メチル	0. 01 p p m
二硫化メチル	0. 009ppm
トリメチルアミン	0. 005ppm
アセトアルデヒド	0. О 5 р р т
プロピオンアルデヒド	0. 05 ррт
ノルマルブチルアルデヒド	0. 009ррт
イソブチルアルデヒド	0. 02 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0. 009ppm
イソバレルアルデヒド	0. 003ppm
イソブタノール	0. 9 p p m
酢酸エチル	3 p p m
メチルイソブチルケトン	1 p p m
トルエン	1 0 p p m
スチレン	0. 4 p p m
キシレン	1 p p m
プロピオン酸	0. ОЗррт
ノルマル酪酸	0. 006 p p m
ノルマル吉草酸	0. 0009ppm
イソ吉草酸	0. 001 p p m

- (2) 法第4条第1項第2号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。)第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
- (3) 法第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。